

# 熊本県公報

号外 第42号 平成27年9月30日(水)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

#### 規則

〇熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・ (薬務衛生課)

○熊本県職員等恩給条例等の一部を改正する条例附則第9条の2第

1項の年金たる給付等を定める規則・・・・・・・・・・・ (総務事務センター) 1

#### 規 則

熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第38号

熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

熊本県旅館業法施行細則(昭和34年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。

る。 第9条中「施行規則」を「、施行規則」に、「並びに修学旅行等」を「及び修学旅行、 家族旅行等」に、「取り扱う」を「宿泊させる」に改め、「ホテル営業、旅館営業、及び 簡易宿所営業の」を削り、「おいて」を「ついて」に改める。

附り則 この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等恩給条例等の一部を改正する条例附則第9条の2第1項の年金たる給付等 を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県規則第39号

熊本県職員等恩給条例等の一部を改正する条例附則第9条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則

(熊本県職員等恩給条例等の一部を改正する条例附則第9条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部改正)

- 第1条 熊本県職員等恩給条例等の一部を改正する条例附則第9条の2第1項の年金たる給付等を定める規則(昭和55年熊本県規則第55号)の一部を次のように改正する。第2条第5号中「国家公務員等共済組合法(」を「国家公務員共済組合法(」に、「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(」に改め、同条第6号中「。第11章を除く。」を削り、「受けるもの」を「受ける者」に改め、同条第7号中「私立学校教職員共済組合法(」を「私立学校教職員共済法(」に、「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同条第8号を次のように改める。

農林年金をいう。)のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金 第2条第11号中「執行官法」を「執行官法の一部を改正する法律(平成19年法律 18号)による改正前の執行官法」に改める。

第3条中「640,000円」を「810,000円」に改める。

熊本県職員等恩給条例等の一部を改正する条例附則第9条の2第1項の年金たる 給付等を定める規則の一部を次のように改正する。 第2条第2号中「この号及び第10号」を「この条」に、「もの及び」を「もの並び に」に改め、 「支給されるもの」の次に「並びに被用者年金制度の一元化等を図るため

の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この条にお いて「平成24年法律第63号」という。)附則第35条第1項の規定により読み替えられた法律第115号の規定により支給されるもの及び平成24年法律第63号附則第 59条第1項(同条第2項の規定によりメ和されるもの及び平成24年伝律第63号附則第59条第1項(同条第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第5号中「国家公務員共済組合法(」を「平成24年法律第63号第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(」に改め、「昭和33年法律第128号」の次に「。以下この号において「平成24年改正前法律第128号」という。」を、「組合員期間」の次に「(当該退職共済年金の受給権者が、「独領により、「銀行等」という。」を、「組合員期間」の次に「(当該退職共済年金の受給権者が、「 9号」という。」を加え、「同法第22条第1項」を「平成24年改正前法律第129号第22条第1項」に、「同法第49条」を「平成24年改正前法律第129号第49 ラ第22条第1頃」に、「同法第49条」を「平成24年改正前法律第129号第49条」に、「同法第27条」を「平成24年改正前法律第129号第27条」に改め、「昭和60年法律第105号。以下」の次に「この号において」を加え、同条第13号を同条第15号とし、同条第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同条第7号中「私立学校教職員共済法(」を「平成24年法律第63号第4条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(」に改め、「加入者期間」の次に「(当該退職共済年金の受給権を有する場合において、法律第15号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第15号第2条の5第1項第4号に担定する第4号原生任金被保险者期限を有するように表すると、法律第15号第2条の5第1項第4号に担定する第4号原生任金被保险者期限を有するとおり、 15号第2条の5第1項第4号に規定する第4号厚生年金被保険者期間を有するときは、 当該加入者期間と当該第4号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。)」 を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「地方公務員等共済組合法(昭和37年 を加え、同分を同来第9万とと、同来第6万十一起力公務員等兵債組占法(昭和37年法律第152号」を「平成24年法律第63号第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この号において「平成24年改正前法律第152号」という。」に改め、「組合員期間」の次に「(当該退職共済年金の受給権者が、法律第115号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第115号第2条の5第1項第3号に規定する第3号厚里年金被保険者期間を押した。 当該組合員期間と当該第3号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。)」 え、「並びに同法」を「並びに平成24年改正前法律第152号」に、「地方公務 員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号」を「平成2 4年法律第63号附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期 給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号。以下この号において「平成24年 改正前法律第153号」という。」に、「同法第36条第1項」を「平成24年改正前法律第153号第36条第1項」に、「同法第52条」を「平成24年改正前法律第153号第59条」を「平成24年改正前法律第153号第59条」 「同法第66条」を「平成24年改正前法律第153号第66条」に改め、同号を

同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。 (8) 平成24年法律第63号附則第65条第1項の規定に基づく退職共済年金(そ の年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が240以 上であるものに限る。)及び障害共済年金 第2条第5号の次に次の1号を加える。

) 平成24年法律第63号附則第41条第1項の規定に基づく退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が240以 (6) 上であるものに限る。)及び障害共済年金

この規則は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日 から施行する。